

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	年金からの住民税特別徴収(引落し)開始に伴う電算システムの情報項目の追加について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 総務部税務課税調整係）

事業の概要

事業名	年金からの住民税特別徴収(引落し)
担当課	総務部税務課
目的	地方税法及び新宿区特別区税条例の規定に基づき、年金受給者の納税の便宜を図るとともに、区における徴収の効率化を図るため。
対象者	住民税の納税義務のある65歳以上の年金受給者。ただし、以下の場合を除く。 (1)年金の年額が、18万円未満である場合。 (2)当該年度の特別徴収額が、年金の年額を超える場合。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象税額（特別徴収する税額） 年金の所得に係る住民税の所得割額及び均等割額。 2 対象年金 老齢基礎年金、厚生年金、共済年金など。 3 特別徴収義務者 特別徴収義務者は、年金給付をする者（以下「年金保険者」という。）とし、徴収した税額を、その徴収した月の翌月の10日までに区に納入する。 4 特別徴収に係る通知 年金保険者及び区は、特別徴収を行うにあたって、特別徴収対象税額等の情報について、経由機関（社団法人地方税電子化協議会）を通じて通知する。社団法人地方税電子化協議会を経由機関とした外部結合は、既に情報公開・個人情報保護審議会で承認済。 5 徴収の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 上半期の年金支給月（4月、6月、8月）ごとに、前年度の下半期の特別徴収額の三分の一を仮徴収する。 (2) 下半期の年金支給月（10月、12月、2月）ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を控除した額の三分の一を本徴収する。 (3) 特別徴収を新たに開始する年度は、上半期を普通徴収、下半期を特別徴収により徴収する。

件名 年金からの住民税特別徴収(引落し)開始に伴う電算システムの情報項目の追加について

保有課 (担当課)	総務部税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 対象者 住民税の納税義務のある65歳以上の年金受給者。ただし、以下の場合を除く。 (1)年金の年額が、18万円未満である場合。 (2)当該年度の特別徴収額が、年金の年額を超える場合。</p> <p>2 記録項目 付属資料記載の項目を追加する。</p> <p>3 記録するコンピュータ 区ホストコンピュータ (税務情報システム)</p>
新規開発・追加・変更の理由	年金からの特別徴収を実施するにあたり、既存処理との整合性を図り、かつ、効率的に事務を行うため、税務情報システムに年金からの特別徴収に係る情報を記録する。
新規開発・追加・変更の内容	<p>年金保険者から送付される特別徴収対象者から特別徴収可否判定を行い、課税及び収納データベースに記録し年金保険者あて特別徴収依頼データを送付する。</p> <p>特別徴収対象者が死亡、転出等異動になった場合には、年金保険者あて特別徴収中止情報を送付する。</p> <p>年金保険者からの特別徴収結果通知に基づき、収納情報の消込処理を行う。</p> <p>特別徴収の開始・変更・中止を決定した場合に対象者あて通知を出力する。オンライン画面に特別徴収に係る項目を表示する。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	自区内開発
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認後

付 属 資 料

追加する記録項目

年金特徴データベース

1. 年金特徴月別レコード

年、月、調定額、納税額、過不足額、送付番号、収納年月日、領収年月日、納期限、基礎年金番号、特別徴収義務者コード、年金コード、取消事由、履歴表示

2. 年金特徴収納履歴レコード

種別、金額1、金額2、収納年月日、領収年月日、処理年月日、通知書発送年月日、発生年月日、事由、番号